

善通寺市立地適正化計画

届出の手引き

都市機能誘導区域・居住誘導区域における
開発行為、建築等行為および誘導施設の
休廃止の届出について

令和2年3月

善 通 寺 市

目 次

第 1 章	立地適正化計画と届出制度の概要	1
1-1	立地適正化計画・届出制度とは	1
1-2	留意事項	2
1-3	立地適正化計画で定める誘導区域の概要	3
1-4	届出の必要となる行為フロー	4
第 2 章	都市機能誘導区域に関する届出	5
2-1	届出の目的・必要となる行為・誘導施設	5
2-2	届出の時期・書類	7
2-3	届出の記入例	8
	様式 1 開発行為届出書	8
	様式 2 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書	9
	様式 3 行為の変更届出書	10
	様式 4 誘導施設の休廃止届出書	11
2-4	都市機能誘導区域の詳細図	12
第 3 章	居住誘導区域に関する届出	14
3-1	届出の目的・必要となる行為	14
3-2	届出の時期・書類	15
3-3	届出の記入例	16
	様式 5 開発行為届出書	16
	様式 6 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書	17
	様式 7 行為の変更届出書	18
3-4	居住誘導区域の詳細図	19
第 4 章	届出書類（提出用）	23
4-1	都市機能誘導区域に関する届出書類	23
4-2	居住誘導区域に関する届出書類	28

第1章 立地適正化計画と届出制度の概要

1-1. 立地適正化計画・届出制度とは

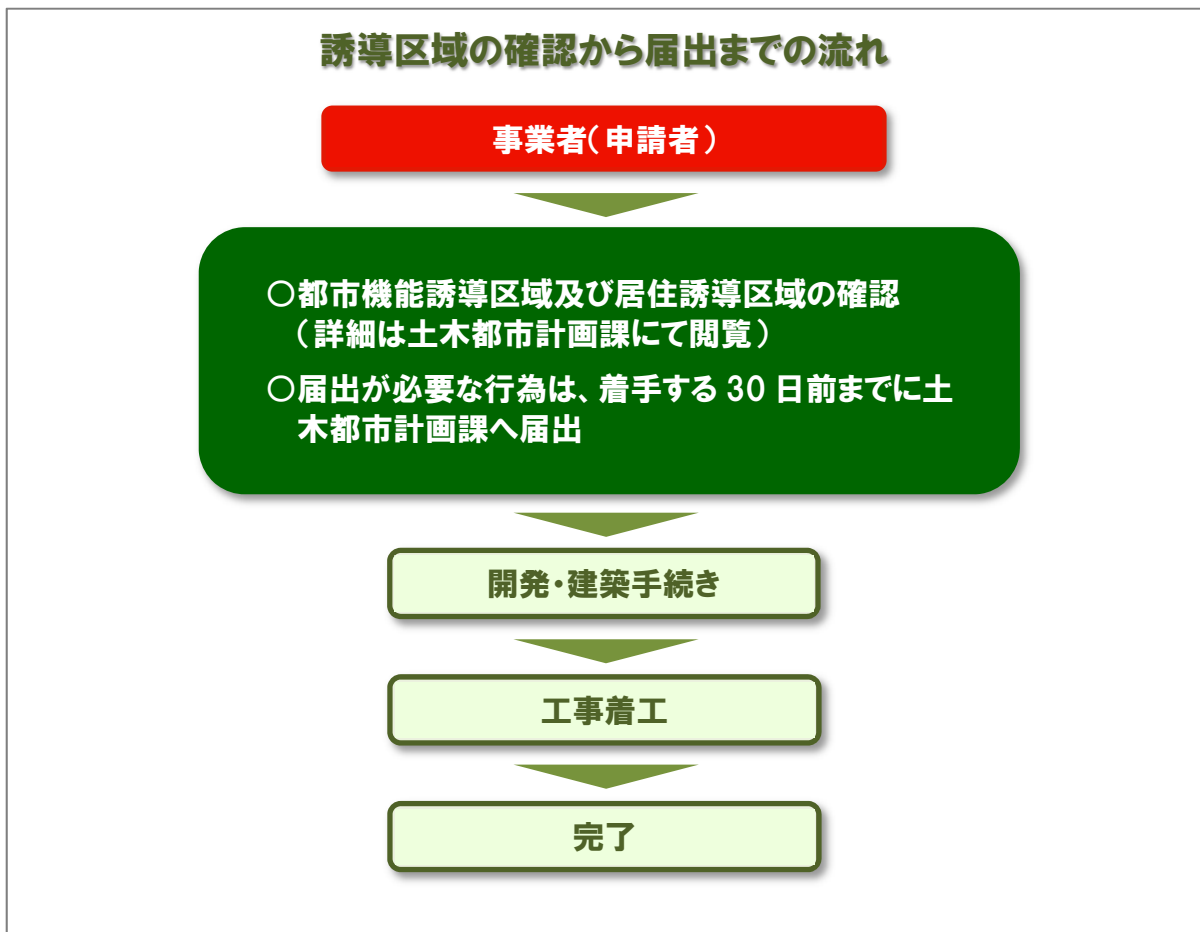
■立地適正化計画とは

現在、日本全土において人口減少の時代を迎える中、非効率な行財政のあり方等を見直し、コンパクトな都市を目指す気運が高まっています。こうした中で、本市では都市再生特別措置法に基づき、「善通寺市立地適正化計画」を策定しました。

立地適正化計画は、これまでの拡大基調のまちづくりからコンパクトで持続可能なまちづくりへと転換を図り、都市施設や居住の適正配置の方向性を示すものです。都市全体を見渡し、都市施設や居住を集約すべきエリアを定め、これらを誘導するための施策、公共交通の充実に関する施策等について定めます。

■届出制度とは

本計画では、「都市機能誘導区域・誘導施設」、「居住誘導区域」を定め、都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為・建築等行為、都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止、また居住誘導区域外での一定規模以上の住宅の開発行為・建築等行為等をする場合には、市への事前の届出が義務付けられます。



1-2. 留意事項

■届出に対する市の対応

市は、当該届出に係る行為が、住宅や誘導施設の立地の誘導等を図るうえで支障があるかどうかを判断し、以下のような措置を検討します。

《支障が無いと判断した場合》

- ・届出をした者に対して、税財政・金融上の支援措置など、誘導のための施策に関する情報提供等を行い、誘導区域内への立地を促す等の対応が考えられます。

《届出内容通りの開発行為等が行われた場合、何らかの支障が生じると判断した場合》

- ・届出をした者に対して、以下のような調整を行い、必要に応じて勧告を行います。
 - 誘導区域内において開発行為等を行うよう調整
 - 開発行為等の規模を縮小するよう調整
 - 開発行為等を中止するよう調整 等

■罰則規定

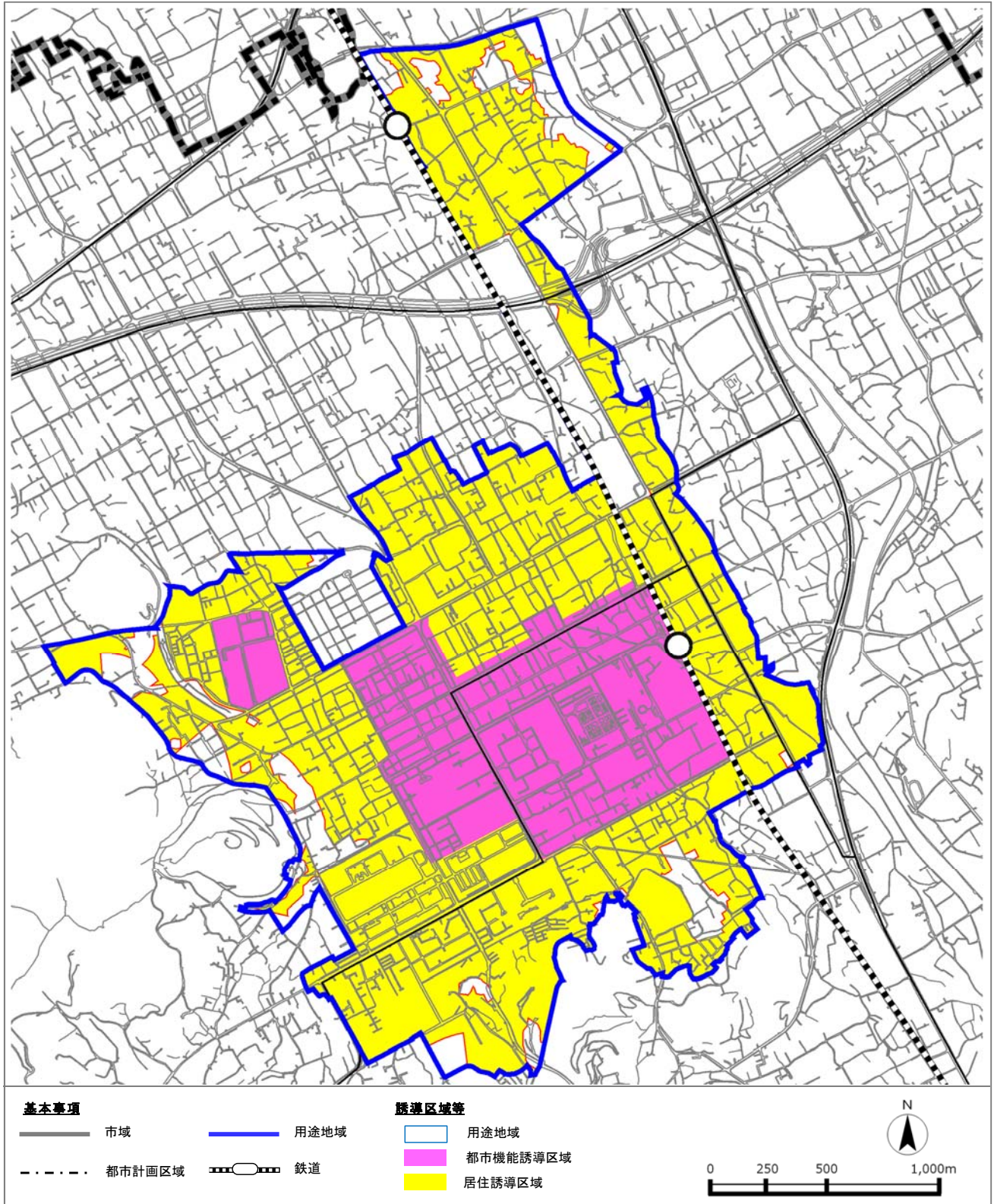
市への届出が義務付けられている行為について、これらの届出をせずに、または虚偽の届出を行った場合には、都市再生特別措置法 第130条に基づき30万円以下の罰金が科される場合があります。

■宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

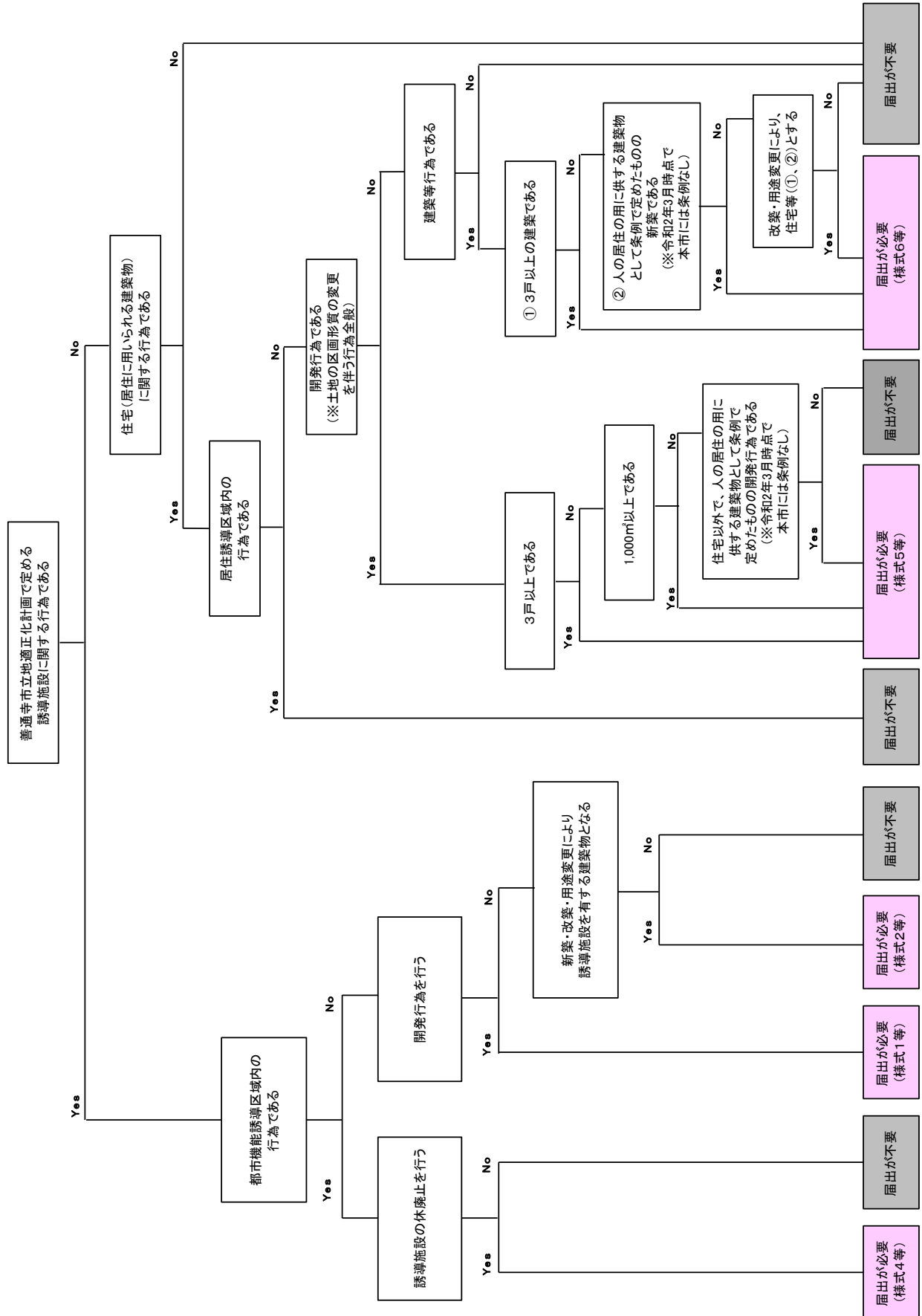
必要な届出を行わなかった場合には罰則があることから、届出義務を知らずに宅地または建物を購入等した場合には不測の損害を被る可能性があります。そこで、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等において、届出義務に関する規定を説明しなければなりません。(宅地建物取引業法 第35条)

1-3. 立地適正化計画で定める誘導区域の概要

本計画で公表している都市機能誘導区域・居住誘導区域の範囲は下図の通りです。都市機能誘導区域は、誘導施設を定め、都市機能を維持・集積するエリアです。居住誘導区域は、居住を誘導し、人口密度を維持するエリアです。



1-4. 届出の必要となる行為フロー



第2章 都市機能誘導区域に関する届出

2-1. 届出の目的・必要となる行為・誘導施設

■届出の目的

市が都市機能誘導区域内外における誘導施設の開発等の動きを把握するためのものです。

■届出が必要となる行為

以下の行為を行おうとする場合には、事前に市への届出が義務付けられます。(都市再生特別措置法第108条第1項、第108条の2第1項)

○開発行為(都市機能誘導区域外)

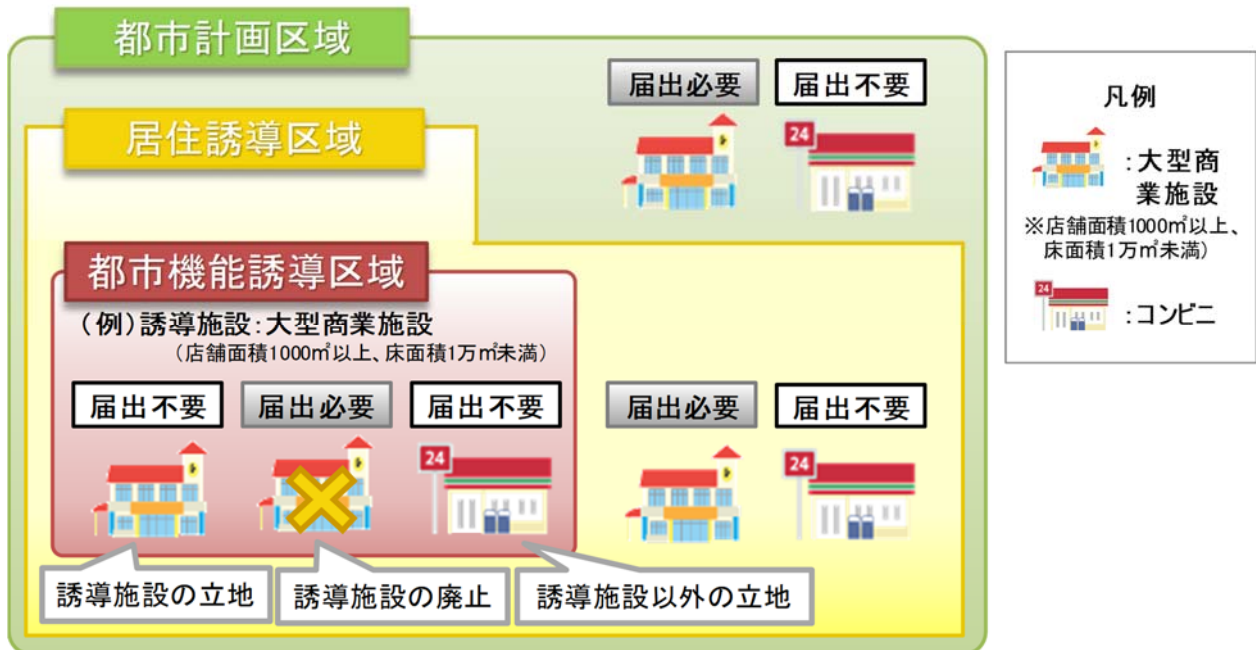
誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

○建築等行為(都市機能誘導区域外)

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

○誘導施設の休廃止(都市機能誘導区域内)

誘導施設を休止または廃止しようとする場合



※誘導施設は次ページで明示

■誘導施設

各都市機能のうち、誘導施設となる施設を下表のとおり定めます。

行政機能	・市役所は本市の拠点的な施設と考えます。	◇市役所
商業機能	・中心エリアにおいては、既存の商店の活性化等を含め、商業の賑わい再生が重要と考えます。 ・ただし、床面積 1 万㎡以上の大型商業施設については、交通や土地利用の問題が多いことから、中心エリアへの立地は困難と考えます。	◇大型商業施設 (店舗面積 1,000 ㎡以上、 床面積 1 万㎡未満)
医療機能	・医療施設のうち病院については、都市機能誘導区域に立地すべきであり、誘導の必要があると考えます。	◇病院（医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める 20 人以上の患者が入院できるもの）
子育て・教育機能	・中学校以上の施設については、少なくとも現在の場所から離れないようにする必要があります。	◇中学校、高校（公立・私立）、 大学・専門学校・特別支援学校
文化・交流機能	・図書館・市民ホール・その他文化施設と観光・交流施設（集会施設を除く）は、観光に強みのある本市の拠点的な施設と考えます。	◇図書館（図書館法第 2 条第 1 項に定めるもの）・市民ホール・その他文化施設、観光・交流施設

※ 大型商業施設の単位要件について、1,000 ㎡は大規模小売店舗立地法を根拠に「店舗面積」とし、1 万㎡は建築基準法及び都市計画法を根拠に「床面積」とします。

◇「店舗面積」に関して（大規模小売店舗立地法の解説【第 4 版】より抜粋）

- ・この法律において、「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
 - ・小売り店舗が大規模である場合、来客数や物流量が格段に大きくなることに着目したものである。したがって、本法の適用対象となるには、小売業が行われる建物であることと、それが一定以上の面積を有することが必要となる。
- （補足）政令では、千平方メートルと定められている。車による来客数、物販に係る物流の量や頻度、廃棄物の量等に着目し、大型店の立地が生活環境に与える影響を鑑みると、千平方メートル超の小売店舗では、それ以下の小売店舗に比して一段の違いが認められるため、適用対象となる店舗面積を千平方メートル超としている。

◇「床面積」に関して（建築基準法施行令、都市計画法より抜粋）

- ・床面積とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。（建築基準法施行令第二条第一項第三号）
 - ・（開発整備促進区を定める地区計画） 特定大規模建築物（※）の整備による商業その他の業務の利便の増進が図られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の開発整備が実施されることとなるように定めること。この場合において、第二種住居地域及び準住居地域については、開発整備促進区の周辺の住宅に係る住居の環境の保護に支障がないように定めること。（都市計画法第十三条第一項十四の八）
- （補足）大型商業施設（法律では「特定大規模建築物」と定義）とは、床面積 1 万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等。

2-2. 届出の時期・書類

■届出の時期及び市の対応

開発行為等に着手する日の30日前までに届出なければなりません。(都市再生特別措置法第108条第1項、第108条の2第1項)

※開発許可申請及び建築確認申請等を行う前に、届出をしてください。

■届出の書類

届出は、以下の区分により、所定の届出書に添付図書を添えて提出してください。

○開発行為

- ◆届出書様式1
- ◆添付図書 (都市再生特別措置法施行規則第52条第2項に定める図書)
 - ①位置図
 - ②当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
 - ③設計図
 - ④その他参考となる事項を記載した図書

○建築等行為

- ◆届出書様式2
- ◆添付図書 (都市再生特別措置法施行規則第52条第2項に定める図書)
 - ①位置図
 - ②敷地内における建築物の位置を表示する図面
 - ③建築物の2面以上の立面図及び各階平面図
 - ④その他参考となる事項を記載した図書

○上記2つの届出内容を変更する場合

- ◆届出書様式3
- ◆添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

○誘導施設の休廃止

- ◆届出書様式4

◇届出を要しない行為 (都市再生特別措置法第108条第1項、都市再生特別措置法施行令第35条及び第36条)

- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為・新築
- 建築物を改築し、またはその用途を変更して誘導施設を有することとなる建築物で仮設のものとする行為
- 都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為 (都市計画事業の施行として行うものを除く)

2-3. 届出の記入例

都市再生特別措置法施行規則 第52条第1項第1号関係

様式1

開発行為届出書

記載例

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和2年4月5日 ← 30日前までに届出

(宛先) 善通寺市長

届出者 住所 **善通寺市■■◇丁目◇◇**

氏名 ○○○○
○○ ○○ 印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	善通寺市■■◇丁目◇◇
	2 開発区域の面積	1,500 平方メートル
	3 建築物の用途	病院と老人福祉センターの複合施設 床面積の合計 2,000 平方メートル
	4 工事の着手予定年月日	令和2 年 5 月 11 日
	5 工事の完了予定年月日	令和2 年 10 月 25 日
	6 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

都市再生特別措置法施行規則 第52条第1項第2号関係

様式2

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p>誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>令和2年4月3日 ← 30日前までに届出</p> <p>(宛先) 善通寺市長</p> <p>届出者 住所 善通寺市■■■丁目◆◆</p> <p>氏名 ○○○○ ○○ ○○ 印</p>		記載例
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 善通寺市■■■丁目◆◆ (地目) 宅地 (面積) 300 平方メートル	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	大型商業施設(店舗面積1,000㎡以上、床面積1万㎡未満)	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	(着工予定年月日) 令和2年5月27日 (完了予定年月日) 令和2年10月31日	

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

都市再生特別措置法施行規則 第55条第1項関係

様式3

記載例

行為の変更届出書

令和2年4月19日

(宛先) 善通寺市長

届出者 住所 善通寺市■■■丁目◆◆

氏名 ○○○○

○○ ○○ 印

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

30日前までに届出

- 1 当初の届出年月日 令和2年4月4日
- 2 変更の内容
 - ・面積の変更(300平方メートル → 400平方メートル)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和2年5月27日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和2年11月7日

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

注3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

都市再生特別措置法施行規則 第55条の2 関係

様式4

記載例

誘導施設の休廃止届出書

令和2年4月22日

(宛先) 善通寺市長

届出者 住所 善通寺市■■■丁目◆◆

氏名 ○○○○

○○ ○○

印

都市再生特別措置法第108条の2 第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

△△△ショッピングセンター（大型商業施設）

善通寺市■■■丁目□□-□

2 休止（廃止）しようとする年月日

令和2年6月30日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

除却予定時期 令和2年7月31日

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

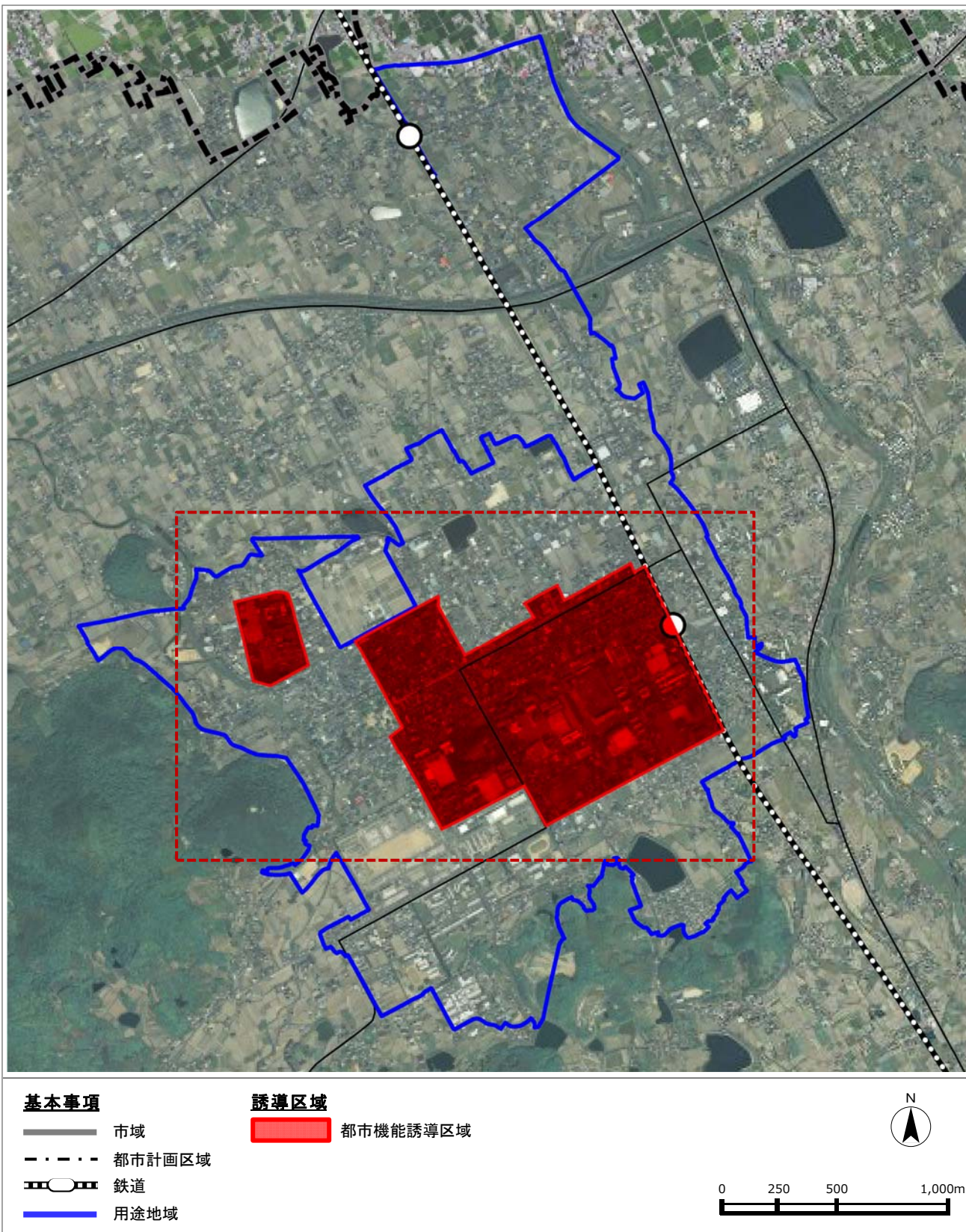
注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

注3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

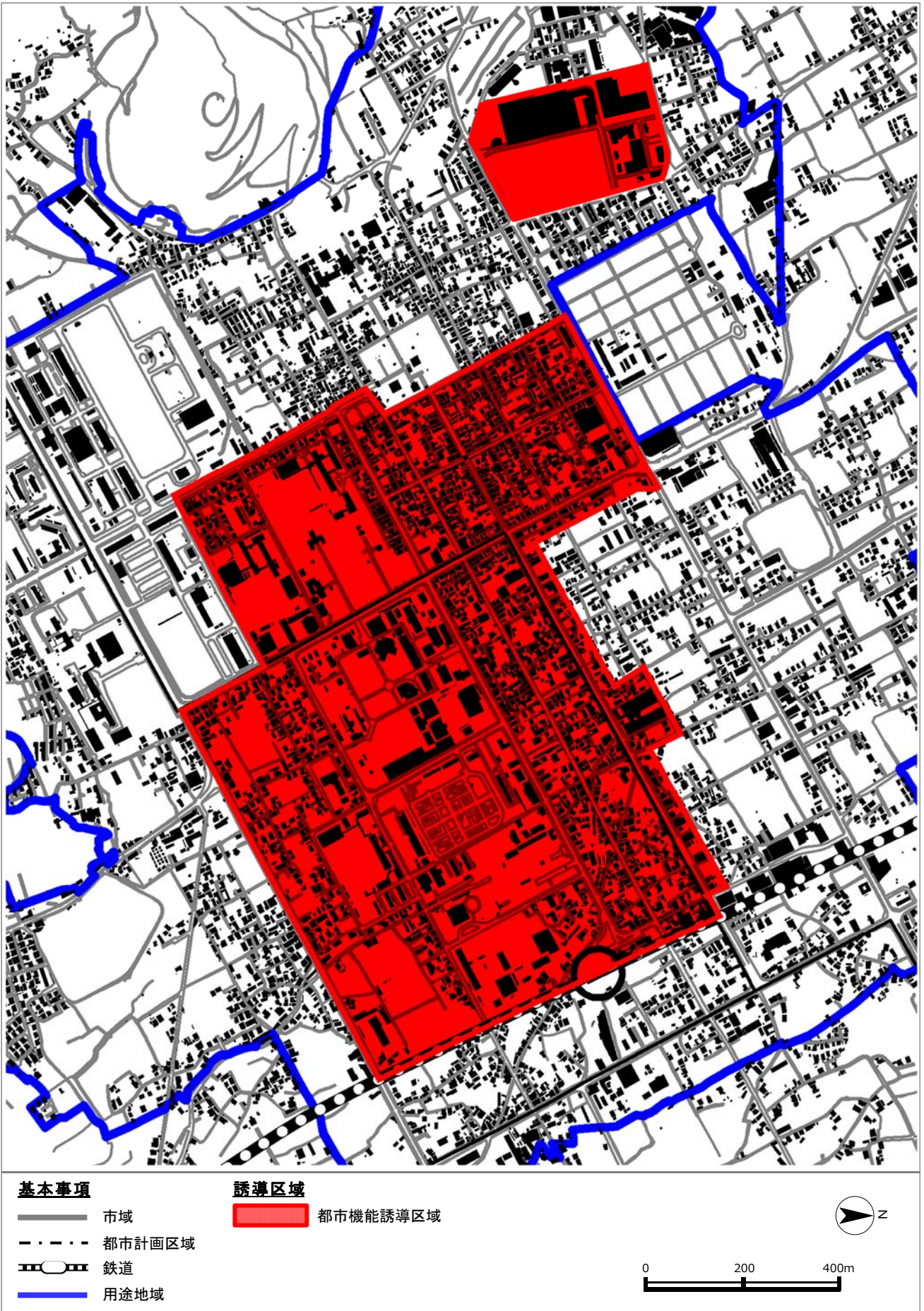
30日前までに届出

2-4. 都市機能誘導区域の詳細図

都市機能誘導区域の詳細な位置を次頁に示します。



※航空写真は、国土地理院「地理院タイル」を使用



第3章 居住誘導区域に関する届出

3-1. 届出の目的・必要となる行為

■届出の目的

市が居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するためのものです。

■届出が必要となる行為

居住誘導区域外において以下の行為を行おうとする場合には、事前に市への届出が義務付けられます。(都市再生特別措置法第88条第1項)

○開発行為(居住誘導区域外)

- ① **3戸以上の住宅**の建築目的の開発行為
- ② **1戸又は2戸の住宅**の建築目的の開発行為で、その規模が **1,000m²以上**のもの
- ③ **住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたもの**の建築目的で行う開発行為
(例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等)

【①の例】

3戸の開発行為

届



【②の例】

1,300m²

1戸の開発行為

届



【②の例】

800m²

2戸の開発行為

不要



○建築等行為(居住誘導区域外)

- ① **3戸以上の住宅**を新築しようとする場合
- ② **人の居住の用に供する建築物として条例で定めたもの**を、新築しようとする場合 (例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等)
- ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等 (①、②) とする場合

【①の例】

3戸の建築行為

届



【①の例】

1戸の建築行為

不要



資料：国交省「改正都市再生特別措置法等について」を加工

3-2. 届出の時期・書類

■届出の時期及び市の対応

開発行為等に**着手する日の30日前までに届出**なければなりません。(都市再生特別措置法第88条第1項)

※開発許可申請及び建築確認申請等を行う前に、届出をしてください。

■届出の書類

届出は、以下の区分により、所定の届出書に添付図書を添えて提出してください。

○開発行為

- ◆届出書 …………… 様式5
- ◆添付図書（都市再生特別措置法施行規則第35条第2項に定める図書）
 - ①位置図
 - ②当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
 - ③設計図
 - ④その他参考となる事項を記載した図書

○建築等行為

- ◆届出書 …………… 様式6
- ◆添付図書（都市再生特別措置法施行規則第35条第2項に定める図書）
 - ①位置図
 - ②敷地内における住宅等の位置を表示する図面
 - ③住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図
 - ④その他参考となる事項を記載した図書

○上記2つの届出内容を変更する場合

- ◆届出書 …………… 様式7
- ◆添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

◇届出を要しない行為（都市再生特別措置法第88条第1項、都市再生特別措置法施行令第27条及び第28条）

- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 住宅等で仮設のものまたは農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為・新築
- 建築物を改築し、またはその用途を変更して、住宅等で仮設のものまたは農林漁業を営む者の居住の用に供するものとする行為
(建築物の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)
- 都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為
(都市計画事業の施行として行うものを除く)

3-3. 届出の記入例

都市再生特別措置法施行規則 第35条第1項第1号関係

様式5

記載例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和2年4月9日 ← 30日前までに届出

(宛先) 善通寺市長

届出者 住所 善通寺市■■■丁目◆◆

氏名 ○○○○
○○ ○○ 印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	善通寺市■■■丁目◆◆
	2 開発区域の面積	1,400 平方メートル
	3 住宅等の用途	一戸建ての住宅・長屋・共同住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和2年 5月 27日
	5 工事の完了予定年月日	令和2年 9月 16日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) 5区画

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

都市再生特別措置法施行規則 第35条第1項第2号関係

様式6

記載例

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出します。

令和2年4月26日 ← 30日前までに届出

(宛先) 善通寺市長

届出者 住所 善通寺市■■■丁目◆◆

氏名 ○○○○
 ○○ ○○ 印

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 善通寺市■■■丁目◆◆ (地目) 宅地 (面積) 1,000 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	一戸建ての住宅・長屋 共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着工予定年月日) 令和2年6月8日 (完了予定年月日) 令和3年2月18日 (戸数) 12戸

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

都市再生特別措置法施行規則 第38条第1項関係

様式7

記載例

行為の変更届出書

令和2年4月25日

(宛先) 善通寺市長

届出者 住所 善通寺市■■■丁目◆◆

氏名 ○○○○

○○ ○○ 印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

30日前までに届出

1 当初の届出年月日 令和2年4月4日

2 変更の内容
・戸数の変更(12戸 → 10戸)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和2年6月10日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和3年3月10日

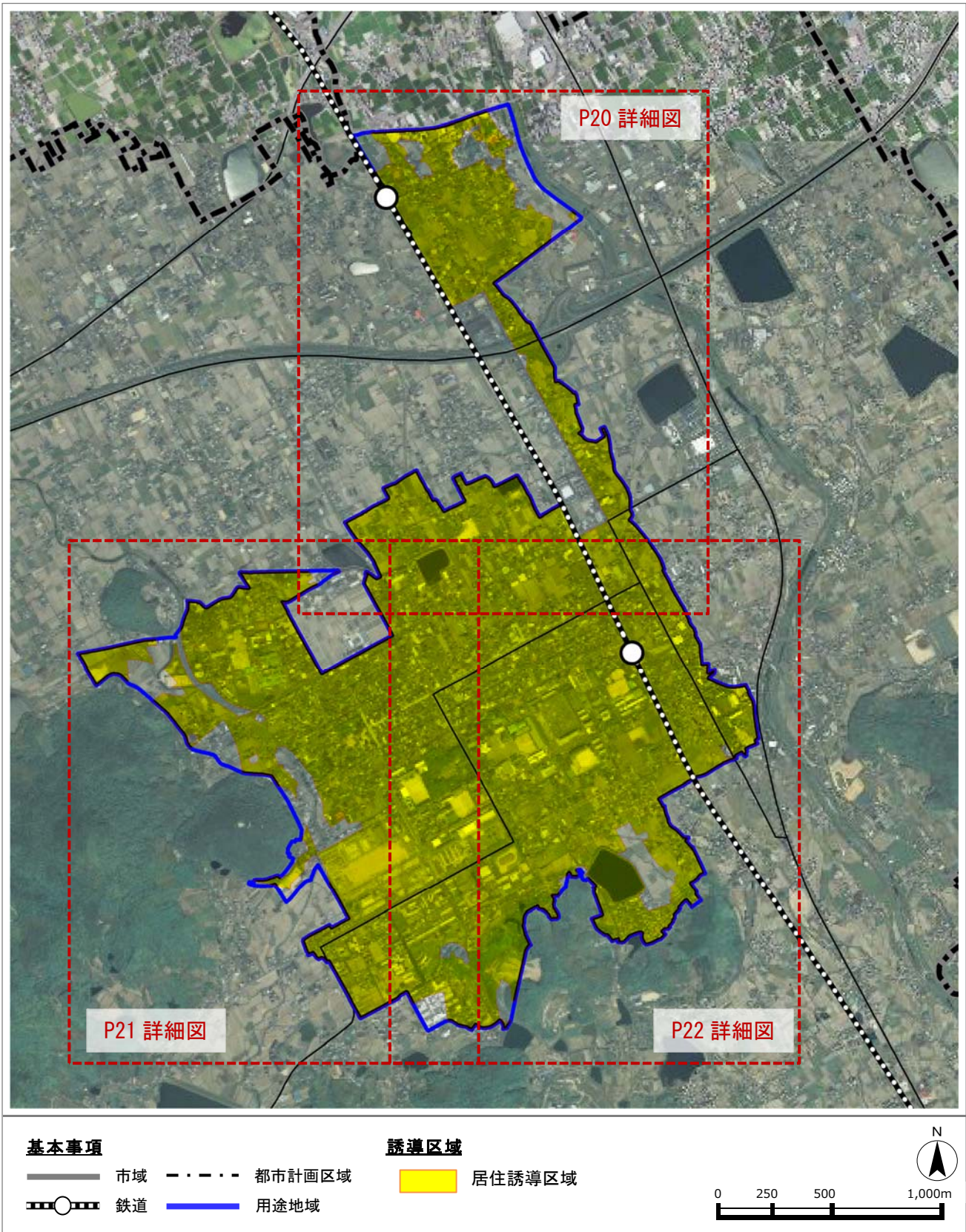
注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

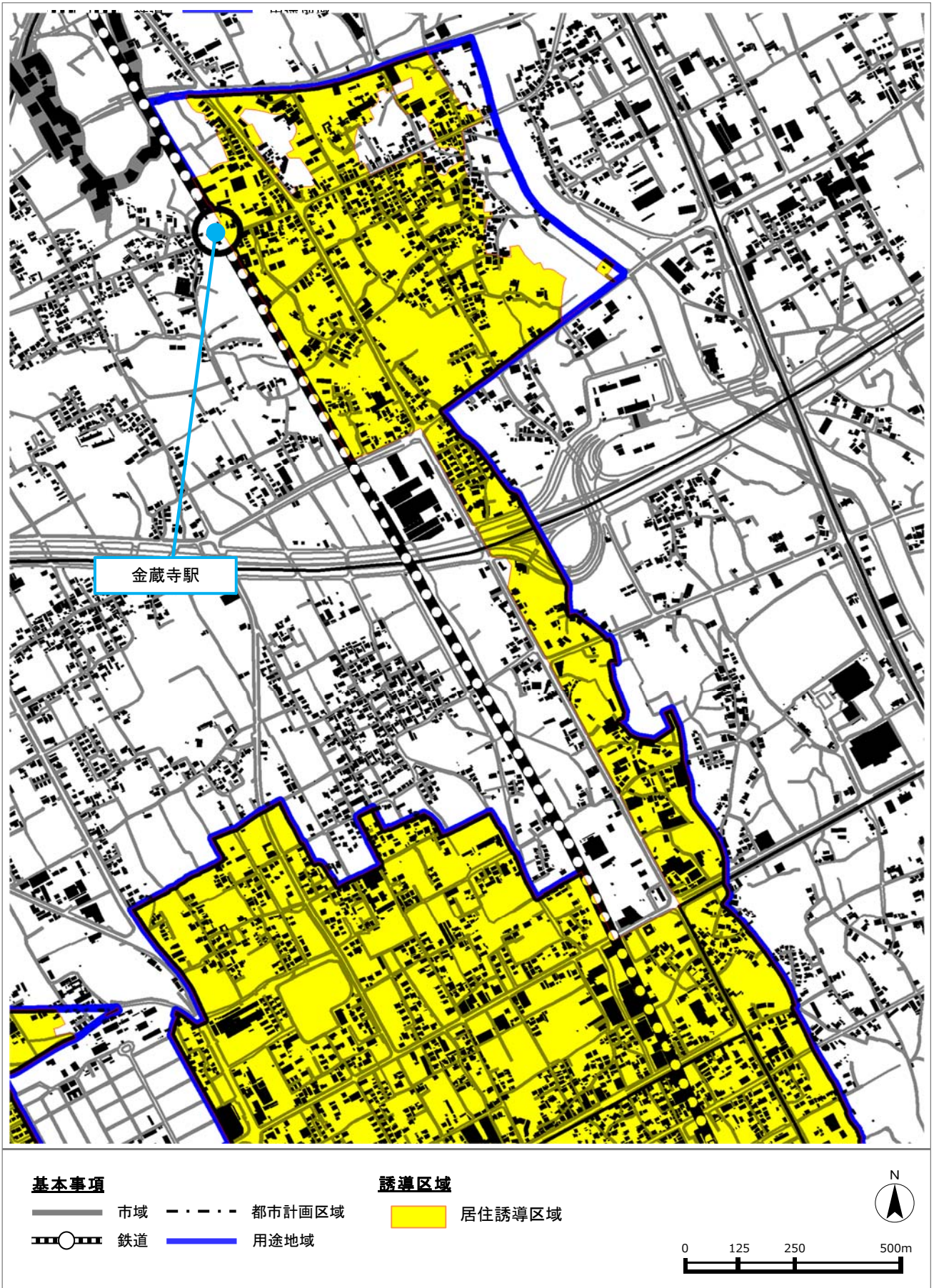
注3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

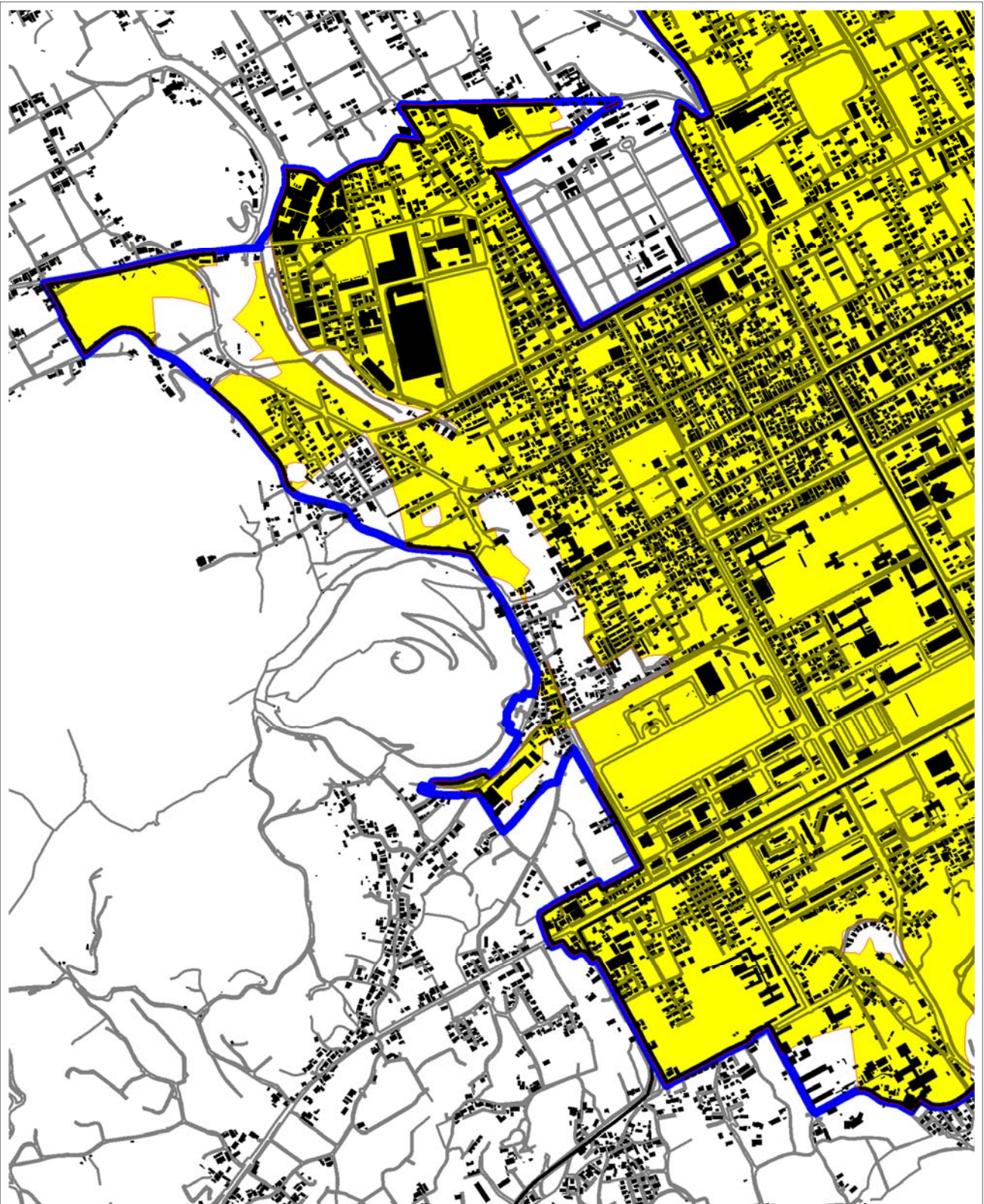
3-4. 居住誘導区域の詳細図

居住誘導区域の詳細図を次頁以降に示します。



※航空写真は、国土地理院「地理院タイル」を使用



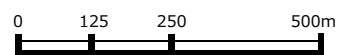


基本事項

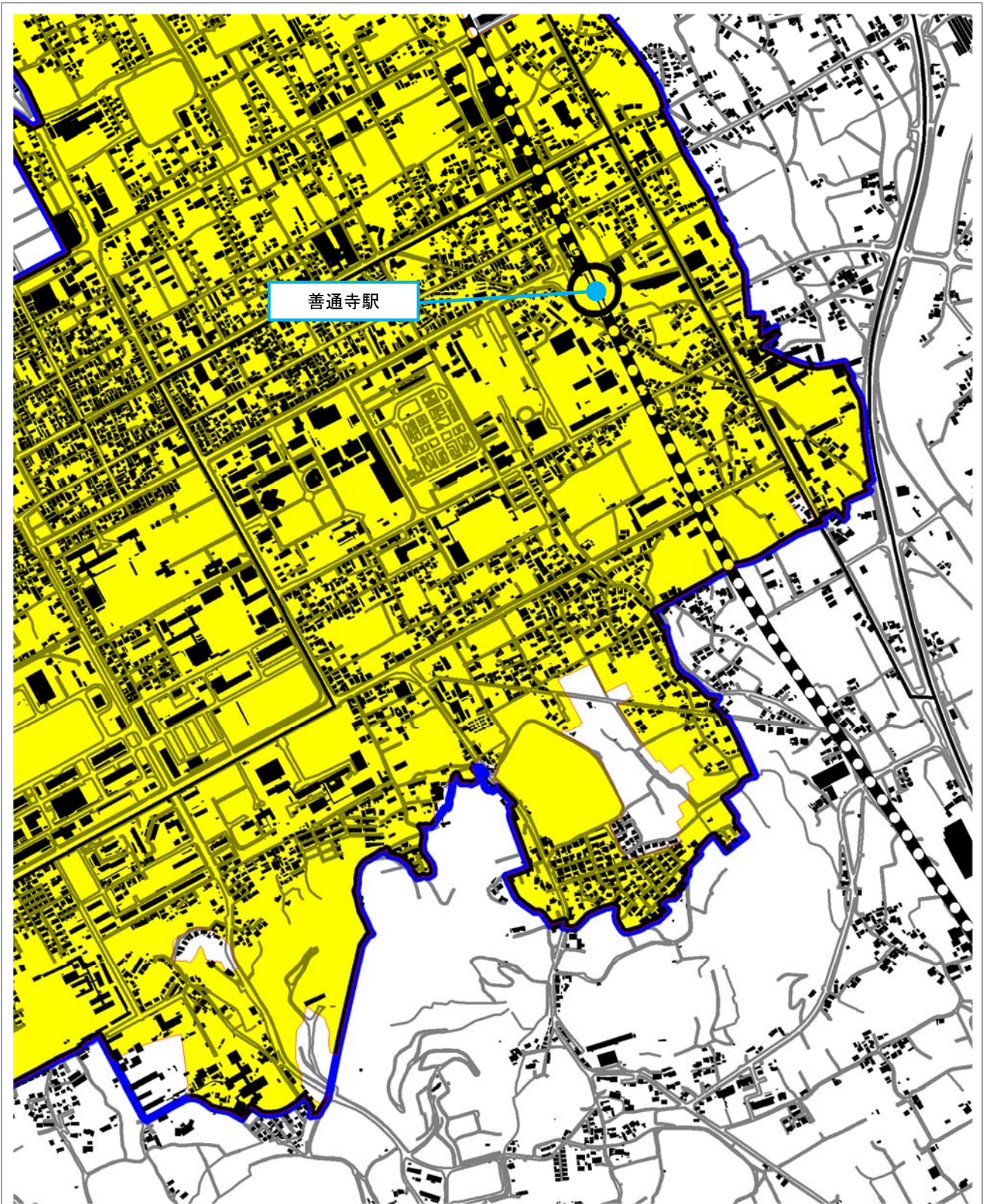
- 市域
- 都市計画区域
- ⊕ 鉄道
- 用途地域

誘導区域

- 居住誘導区域



※居住誘導区域の詳細の境界ラインは土木都市計画課でご確認ください

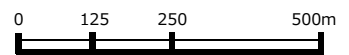


基本事項

- 市域
- 都市計画区域
- 鉄道
- 用途地域

誘導区域

- 居住誘導区域



※居住誘導区域の詳細の境界ラインは土木都市計画課でご確認ください

第4章 届出書類（提出用）

4-1. 都市機能誘導区域に関する届出書類

都市機能誘導区域に関する届出書類を次頁以降に示します。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 善通寺市長

届出者 住 所

氏 名

印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	床面積の合計 平方メートル
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <p>{ 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 }</p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 善通寺市長</p> <p>届出者 住所</p> <p>氏名</p> <p>印</p>	
<p>1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積</p>	<p>(所在・地番) (地 目) (面 積) 平方メートル</p>
<p>2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>(着工予定年月日) 年 月 日</p> <p>(完了予定年月日) 年 月 日</p>

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 善通寺市長

届出者 住 所

氏 名

印

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

注3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

(宛先) 善通寺市長

届出者 住 所

氏 名

印

都市再生特別措置法第108条の2 第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

- 2 休止（廃止）しようとする年月日 年 月 日

- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間

- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

注3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

4-2. 居住誘導区域に関する届出書類

居住誘導区域に関する届出書類を次頁以降に示します。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 善通寺市長

届出者 住 所

氏 名

印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	一戸建ての住宅 ・ 長屋 ・ 共同住宅
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数)

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p style="text-align: center;">都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> <div style="margin-left: 10px;"> について、下記により届け出します。 </div> </div> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 10px; text-align: center;">(宛先) 善通寺市長</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> 届出者 住所 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 氏名 印 </div>	
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) (地 目) (面 積) 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	一戸建ての住宅 ・ 長屋 ・ 共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着工予定年月日) 年 月 日 (完了予定年月日) 年 月 日 (戸 数)

注 1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 注 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 善通寺市長

届出者 住 所

氏 名

印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合、押印を省略することができる。

注3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。